

「Wブロック取扱規定」の改定のお知らせ

平素は、近畿産業信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

Wブロック取扱規定に下記条文を追加致しますのでお知らせ致します。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

■適用日 平成30年1月1日（月）

■追加条文 第7条「この規定の定めのない事項については、預金取引共通規定・無利息型普通預金総合口座取引規定によるものとします。」

Wブロック取扱規定

第1条 Wブロックのお申込時は窓口にて顔写真を撮らせていただきます。

個人以外（法人等）の方でWブロックをお申込される場合は、口座開設時に確認させていただきましたお取引担当者の方の顔写真を撮らせていただきます。

第2条 この口座の預金を払戻す場合は、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この口座の通帳とともに提出してください。

第3条 この口座の預金を払戻す場合の取扱店は、口座開設店のみとし、当組合本支店での払戻しはできません。

第4条 この口座の預金を払戻す場合は、払戻請求書に押印された印鑑と届出の印鑑との照合、および、あらかじめ写真撮影にて撮らせていただきましたご本人様（個人以外（法人等）の方は口座開設時に確認させていただきましたお取引担当者の方）の顔写真との照合確認をもって、相違ないと認めた場合のみお取扱します。

尚、相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第5条 Wブロックお申込口座は下記のサービスが受けられません。

- (1) キャッシュカードの申込。
- (2) テレホンバンキングサービスの申込。
- (3) I B・F B（アンサーサービス・データサービス）の申込。
- (4) お取引店の変更。

第6条 前記第1条において、顔写真の劣化等により、当組合が照合不能と判断した時は、再度、顔写真を撮らせていただく場合があります。

その際、撮影を拒否される場合などにおいては、Wブロックの契約は自動的に解約するものとします。

第7条 この規定の定めのない事項については、預金取引共通規定・無利息型普通預金総合口座取引規定によるものとします。